

第1回多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定委員会 議事要点録

I. 開催日時 令和元年7月1日(月) 10:00~12:00

II. 開催場所 多摩市役所 3階 特別会議室

III. 出席者(敬称略) 15名

委員 (6名) ※欠席委員なし

事務局 (9名)

IV. 議事録(敬称略)

1. 市長挨拶

(要旨)

総合体育館や体育施設は指定管理者制度導入済みであるが、今回は多摩東公園を含めた指定管理者の募集に向けて、皆様に審査・審議をお願いすることになった。今、多摩市はパルテノン多摩や図書館など、建設後30年以上経つ建物が多く、市内の公共施設全体の見直しを行っている。また一方で、多摩市では健幸まちづくりを推進しており、公共施設を有効に活用することは、市民の方々の健康維持や地域のコミュニティ活動の推進につながるため、市民の方々の関心も高くなっている。

現在、指定管理者が運営している総合体育館では、オリンピック・パラリンピックが迫る中でいろいろな自主事業を行っている。現在改修工事を行っている陸上競技場では、なでしこリーグの公式戦やラグビー、市内の子どもたちや成人が参加する記録会などが行われている。武道館では、剣道、柔道、合気道、空手、太極拳、百人一首などの会場に使用されており、特に百人一首は映画の影響もあり非常に盛り上がっている。

指定管理者制度を導入することで、単なる貸館、貸施設ではなく、そこを舞台にした健幸まちづくりや市民のコミュニティ意識の醸成の場となるような提案を望んでいる。また、特定の人が特定の目的で利用するのではなく、全市民を対象にしたサービスの提案を期待している。

選定委員会の皆さまのご支援・ご協力をお願いしたい。

2. 委嘱状の交付

委嘱状の交付については、時間の都合上、机上配付により簡略化して行った。

3. 委員及び職員の紹介

各委員が自己紹介を行ったあとで、事務局職員が自己紹介を行った。

4. 委員会設置要綱の確認

事務局より、多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定委員会及び多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定審査会設置要綱の説明がなされた。

5. 委員長及び副委員長の選出

委員の互選により以下のとおり決定した。

委員長	松本委員
副委員長	関根委員

6. 指定管理者制度について

事務局から指定管理者制度について説明がなされたあと、委員長から質問等ないか諮られた。

【質問及び意見の要旨】 →：事務局

- ・指定管理料が減少しているのはなぜか。
→ 指定管理料は、指定管理者が提案した料金を基本にしながら社会情勢の変化などを加味し、年度協定締結時に市と協議の上決定するものである。
- ・指定管理者制度の導入後、利用者数が伸びているのはなぜか。
→ 指定管理者による自主事業の実施、トレーニングルームの機器の入れ替え、利用の仕方について入れ替え制ではなくフルオープン制に切り替えたこと、窓口サービスの提供時間の増加などによるものである。

7. 募集要項について

事務局から募集要項について説明がなされたあと、委員長から質問等ないか諮られた。

【質問及び意見の要旨】 →：事務局

- ・募集要項（案）の（案）はここではずれるのか。
→ 募集要項の決定は委員会の所掌事項ではない。市の責任で決定する。
- ・指定管理期間は5年間でその後更新になるか。
→ 指定管理期間については、すでに総合体育館と体育施設で導入の実績があるため当初から5年間となる。その後更新の手順を踏む。
- ・現在の総合体育館と体育施設の指定管理者が応募することはできるか。
→ 可能である。
- ・選定のプロセスについて、最終的には市議会の議決を経て指定管理者が決定されるもので、本委員会ではそういった審議会への意見であるという認識でよいか。
→ 最終的には市長が候補者として決定し、市議会に提案後議決を経て決定となる。

- ・ネーミングライツについて、提案を受けるものではないという認識でよいか。
- 指定管理者制度の導入には関わっておらず、導入後の情報として掲載している。
- ・審査のプロセスについて、事前審査を経た団体の審査をするということか。
- 委員会では、資格及び提案内容について事前審査を受けて合格した団体（事前審査合格団体）について、審査をしていただく。

8. 管理基準について

【質問及び意見の要旨】 →：事務局

- ・マイナンバーはどういったときに使用するのか。
- 体育館や武道館で行われる個人開放では指導員を配置しており、その指導員への謝礼の支払いの際に使用する。
- ・有料駐車場がないと指定管理者にとってのメリットやモチベーションとなる部分が小さくなってしまおうとを感じる。

9. 委員会のスケジュール及び審査方法について

事務局から委員会のスケジュール及び審査方法について説明がなされたあと、委員長から質問等ないか諮られた。

【質問及び意見の要旨】 →：事務局

- ・評価表について、項目が細かく全体のバランスが評価に反映されにくいいため、総合評価の配点をもう少し高くするべきである。
- 本日の意見をもとに審査会で検討し決定する。

10. 今後の日程について

事務局から今後の日程について説明がなされたあと、委員長から質問等ないか諮られた。

【質問及び意見の要旨】 →：事務局

- ・第2回のプレゼンテーションはどのような進め方か。
- 一定時間プレゼンテーションを行い、その後質疑応答の時間を設ける。庁内の審査会の終了後、委員に事前審査合格団体の提案書と評価表を送付する。第2回開催前に提案書の評価をし、当日疑問点等を団体に質疑する。
- ・第3回で仮集計をもとに意見交換をして最終的な評価を事務局へ提出し、第4回で決定するという流れでよいか。
- その通りである。第4回では事務局から報告書案を提示するので、選定理由なども含めて確認していただく。